

PTA 規約の改定（案）

PTA活動の実態に合わせ、本校PTA規約について以下の改正を行いたい。

1. 規約第16条

推薦委員会の保護者の条件を緩和するため、推薦委員会の構成を以下のとおり変更する。

【改定前】

区分	条件	
保護者	1年学級代表	長原地区 2名 出戸地区 2名 川辺地区 2名
保護者	1年学級代表	
保護者	2年学級代表	
保護者	2年学級代表	
保護者	3年学級代表	
保護者	3年学級代表	
保護者	実行委員	長原地区
保護者	実行委員	出戸地区
保護者	実行委員	川辺地区
教職員		
教職員		

【改定後】

区分	条件
保護者	長原地区 3名 出戸地区 3名 川辺地区 3名
保護者	
教職員	
教職員	



2. 規約第37条

実行委員会は、規約では「毎月1回定例会を開催する」となっているが、下記のとおり近年「年間5～7回程度の開催」となっている。現状活動に支障はでていない。

(参考) 近年3カ年度の実行委員会の開催実績

平成29年度

5月18日(木)、7月7日(金)、9月14日(木)、10月10日(木)、
11月30日(木)、2月9日(金)、3月16日(金) 計7回

平成30年度

7月6日(金)、9月14日(金)、10月9日(火)、
11月14日(水)、2月18日(月) 計5回

令和元年度

7月12日(金)、9月10日(火)、10月9日(水)、
11月13日(水)、2月27日(木) 計5回

以上のことから、以下の通り P T A 規約を変更する。

【改定前】	【改定後】
<p>第6章 役員とその選挙</p> <p>第16条</p> <p>役員の選挙及び就任は、次のとおり行われる。</p> <p>(1) 各学級の保護者代表、および教職員の代表からなる、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を次の方法によってつくる。</p> <p>ア. 保護者の中から<u>次のとおり</u>6名を選出する。</p> <p>(ア) 各学級の保護者は、互選により、2名の学級代表を選出する。</p> <p>(イ) これらの学級代表は会合して互選により、各学年ごと2名の推薦委員を選出する。</p> <p>イ. 教職員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。</p> <p>ウ. 実行委員の中から互選により、3名の推薦委員を選出する。</p> <p>エ. 推薦委員は、男女いずれか一方に偏してはならない。</p>	<p>第6章 役員とその選挙</p> <p>第16条</p> <p>役員の選挙及び就任は、次のとおり行われる。</p> <p>(1) 保護者代表、および教職員の代表からなる、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を次の方法によってつくる。</p> <p>ア. 保護者の中から<u>9</u>名を選出する。</p> <p>イ. 教職員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。</p> <p>ウ. 推荐委員は、男女いずれか一方に偏してはならない。</p>
<p>第10章 実行委員会</p> <p>第37条</p> <p>実行委員会は、<u>毎月1回定例会を開催する。</u></p> <p>実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。</p>	<p>第10章 実行委員会</p> <p>第37条</p> <p>実行委員会は、<u>必要に応じて開催する。</u></p> <p>実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。</p>